

水需要予測再評価 未実施は「不合理」 石木ダム控訴審で原告側

2019/3/12 16:00

株式会社長崎新聞社

長崎県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業を巡り、反対地権者らが国に事業認定取り消しを求めた訴訟の控訴審第2回口頭弁論が11日、福岡高裁（西井和徒裁判長）であった。原告側は、佐世保市がダムの必要性の根拠となる水需要予測の再評価を実施していない点を追及し「予測が不合理だと強く推測させる」と述べた。

ダム計画は、同市が2012年度に実施した予測を基にしている。国は国庫補助の対象事業について、事業主体に原則5年ごとの再評価を義務付けているが、市は「社会情勢の大きな変化はない」と見送った。原告側は「今、再評価をすれば、ダムが不要との結論になるからだ」と主張した。

弁論後の集会で、原告弁護団長の馬奈木昭雄弁護士は、ダム建設予定地の住民の暮らしを追ったドキュメンタリー映画「ほたるの川のまもりびと」を証拠として提出し、裁判所に法廷での上映を求める考えを明らかにした。「代替地への移転で地域コミュニティが再現できる」とした一審判決に反論する狙い。

国側は、ダムの必要性を認めた一審判決が適正とする答弁書を提出した。次回期日は7月3日。

石木ダム差し止め訴訟 証人尋問可否 判断持ち越し

2019/3/13 10:57/13 11:12 updated

株式会社長崎新聞社

長崎県東彼川棚町に石木ダム建設を計画する長崎県と佐世保市に反対地権者らが工事差し止めを求めた訴訟の第10回口頭弁論が12日、長崎地裁佐世保支部（渡邊英夫裁判長）であった。原告側と県市側で対立する証人尋問の可否についての判断は次回期日以降に持ち越された。

原告側は、県市が主張する利水面、治水面でのダムの必要性を議論するため、市水道局の谷本薫治局長や水源開発問題全国連絡会の嶋津暉之共同代表の証人尋問を求めているが、県市側が難色を示している。弁論では同市が、谷本局長の証人尋問について「必要性は書面で判断でき、不要」とする意見書を提出した。

原告側代理人によると、弁論前の進行協議で裁判所から、裁判官交代を終えた4月以降の判断が提案されたという。次回弁論期日は6月4日。4月22日に進行協議がある。